

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IFRS 第9号『金融商品』—特定の種類のデュアルカレンシー債券の分類」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 しまだ ようこ
島田 譚子

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から、2018年3月に公表されたアジェンダ決定案「IFRS 第9号『金融商品』—特定の種類のデュアルカレンシー債券の分類」に対して、当委員会から、2018年5月にコメント・レターを送付している。

本アジェンダ決定案は、ある通貨で額面金額（元本）が表示され、固定金利による利息が別の通貨で表示されている「デュアルカレンシー債券」が、IFRS 第9号における「金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に係る利息の支払のみ（solely payments of principal and interest；SPPI）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる」という要件（SPPI要件）¹を満たすかどうかに関する論点を扱っている。

IFRS-ICは、本論点に関して実施したアウトリーチの結果に基づき、本論点で取り上げている金融商品は一般的ではなく、広範な影響を有するという証拠を得ていないため、基準設定アジェンダとして取り上げないとするアジェンダ決定案を公表した。

当委員会は、本論点の対象を特定の種類のデュアルカレンシー債券に限定した場合には、基準設定アジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案の結論を支持できるとしたものの、本論点がSPPI要件の評価における金融資産の会計単位の決定に関連するものであると考えた場合には、より幅広い金融資産が対象となると考えられることから、次のコメントを行った。

- (1) 本論点の対象は特定の種類のデュアルカレンシー債券のみに限定されず、より幅広い金融資産が対象となる可能性があると考ええる。
- (2) ただし、その場合でも、我々は本論点が重要な論点であるかどうかを決定するだけの情報を有していないため、本論点について基準設定活動を行うだけの重要性を有しているかどうかを評価するために、国際会計基準審議会（IASB）又はIFRS-ICがより広い視点でアウトリーチを行うことを奨励する。
- (3) また、本論点を、SPPI要件を評価する際の金融資産の会計単位に関する質問であると考えた場合には、IFRS-ICで扱う内容を超えて、IASBで検討すべき論点になると考える。

さらに、今回のアジェンダ決定案の詳細さのレベルについて、他のアジェンダ決定との整合性の観点から、次のコメントを行った。

- 当委員会の議論において、今回のアジェンダ決定案と、2018年3月のIFRICアップデートに

1 SPPI要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有する負債性金融商品は、企業の事業モデルにより、償却原価（IFRS 第9号4.1.2項）又はFVOCI（その他の包括利益を通じて公正価値）（同4.1.2A項）により事後測定される。

において最終化された IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関連する 3 つのアジェンダ決定²の詳細さのレベルとの間に相違があることを懸念する意見が寄せられた。作成者からは、アジェンダ決定の内容が実務に影響を及ぼし得るため、IFRS-IC が詳細な分析をアジェンダ決定に含めることとした場合には、そのような詳細な分析が含まれた理由について十分な説明を記載してほしいとの意見が寄せられた。

2 季刊会計基準第 60 号（2018 年 3 月）「IFRS 解釈指針委員会の IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』に関連する 3 つのアジェンダ決定案に対するコメント・レター」参照。